

別表第2（第5条関係）

交付申請額の算出シート

除却工事費 (a)						0円
補助対象経費 (b)	(a) × 4/5					0円
延べ面積						m <sup>2</sup>
国土交通大臣が定める標準除却費のうち除却工事費	木造	m <sup>2</sup>	×		=	0円
	非木造	m <sup>2</sup>	×		=	0円
	合計 (c)					0円
補助対象経費の限度額 (d)	(c) × 4/5					0円
限度額を考慮した補助対象経費 (e)	(b) と (d) の少ない方の額					0円
交付申請額 (交付額)	(e) と 1, 200, 000円の少ない方の額					

備考

- 「除却工事費」とは、補助対象建築物の除却工事に要する費用（家財道具等の搬出及び処分費を除く。）とする。
- 「標準除却費」とは、住宅地区改良事業等補助金交付要領（昭和53年4月4日付け建設省住整発第14号に基づき国土交通大臣が定める標準除却費をいい、この補助金の交付を決定した時点における国土交通大臣が定める標準除却費を使用するものとする。
- 交付申請額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。